

令和6年度第2回愛媛県人権施策推進協議会（R6.11.26）
 ≪質問等（後日回答分）及び回答≫

愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて			
1	山先委員	資料2のP.34 インターネット上での差別事象については、「必要に応じて連携・協力して」と書かれているが、消極的であるので、「速やかに」としてはどうか。	人権対策課 委員のご指摘のとおり修正したい。
2	大岩委員	資料2のP.37 日本在住の外国人や父母どちらかに外国にルーツを持っている人に対し、悪意なき差別、マイクロアグレッションがあるということを基本方針に反映してはどうか。	人権対策課、観光国際課 委員のご指摘のとおり修正したい。 資料2P38「そのほか、父母どちらかに複数の国のルーツを持っている人に対し、外見で判断し、無自覚に相手を傷つけてしまう自覚なき差別（マイクロアグレッション）も問題となっています。」として1段落追加いたします。
—	大岩委員・戒田委員	—	「自覚なき差別（マイクロアグレッション）」及び「差別問題を我がこととして考える」ことは重要課題の全部分に關係する問題であるため、資料2のP9に「認識不足や思い込みによる無自覚な言動によって他者を傷つけることのないよう留意しながら、当事者意識を持った対応ができるよう、」を追加いたします。
3	大岩委員	資料2のP49 プライバシーの問題に関連し、県が委託した企業からの個人情報の漏えいについてどうなっているか。	人権対策課、税務課 個人情報の漏えいについては、今後同様のことが発生しないよう、委託業者を含め個人情報の適切な管理を徹底し、一層の防止対策に取り組んでまいります。 またこれに関連し、資料2の56ページ、基本方針の本文に「県では、令和3年に改正された個人情報保護法に基づき個人情報保護を図るとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の発信における責任及びモラルについての正しい理解を広げるための教育・啓発に取り組みます。」を追加いたします。

4	岡田委員	資料2のP49	人権対策課
		プロバイダ制限責任法というのはプロバイダ責任制限法ではないか。	該当箇所を確認し修正したい。
5	ルース委員	資料2のP44	産業人材課
		技能実習生にたいしての統一的なオリエンテーション資料を作ってください。	オリエンテーションの現状や課題等について、国の機関や愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会等に確認・協議のうえ、検討したい。
6	戒田委員	資料3	人権対策課
		3つのキーワードのうち、「共生社会をめざす」の中に、「我が事として考える」という言葉を入れてはどうか。	資料2の8ページ、基本方針の本文に「自らのこととして考え、」を追加いたします。
7	岡田委員	資料2のP55	広報広聴課
		公益通報者保護法の改正が行われ、内閣府から指針が、消費者庁からは指針の解説が出ているので、改正を追加してはどうか。	公益通報者保護法の改正(令和4年度)は、通報者に1年以内に退職した者を追加する等、通報者がより保護されやすくする制度改正であり、愛媛県では、法改正時に庁内処理体制を整えるとともに県ホームページに掲載する等、既に対応済みです。なおハラスメントについては、脅迫等の犯罪行為に当たらない限り公益通報の対象に該当しません。 このため、上記の改正については、追加はいたしません。
8	山本会長	資料3	人権対策課
		「自己実現を尊重する」この表現がよいか、他県でもよく使われている表現であるか確認されたい。	別紙のとおり回答します。